

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培・収穫	共通	食品安全

番号	取組事項
51	隣接ほ場からの農薬ドリフトの影響の回避。

A. 解説

農薬の工程管理を検討する上で、自らのほ場・農産物に対し、周辺で使用される農薬からの影響があるか、ドリフトの危険性について調べます。

ドリフトの影響が懸念される場合には、周辺の農薬使用者とコミュニケーションをとり、お互いに農薬の影響がないよう話し合いをします。例えば、農薬散布時期を知らせてもらう、農産物が収穫時期を迎える際には農薬の使用を控えてもらう、使用する農薬を揃える、旗や目印でドリフトへの注意を促す、ドリフト低減ノズルの使用を依頼する、畦畔・境界部に緩衝地帯や防風ネット、風よけとなる緑肥を栽培する等の方法があります。

周辺農家と軋轢が生じないようによく話し合い、適切な方法を採用します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
51-1	周辺ほ場からのドリフトにより、残留農薬基準違反が発生。	周辺ほ場の農薬使用者とコミュニケーションをとる。 農薬散布時期を知らせてもらい、収穫時期をずらす。 収穫時期を知らせ、農薬散布を控えてもらう。 使用する農薬を適用のあるものに変更してもらう。 ドリフト低減ノズルの使用を依頼する。 緩衝地帯や防風ネットの設置、風よけとなる緑肥の栽培によりドリフトを回避する。

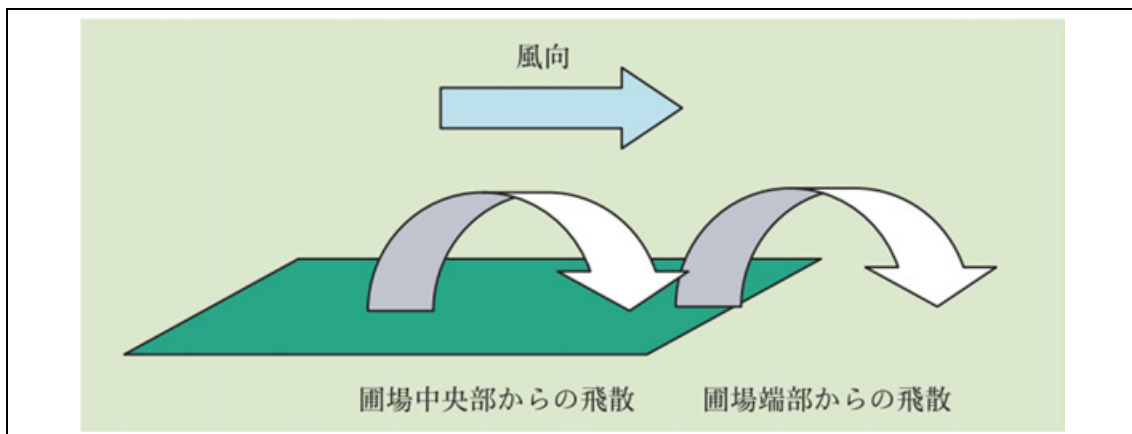


図1 ほ場端部からの農薬ドリフトについて

出典：農林水産省「農薬飛散対策技術マニュアル」



周辺農家と話し合い、加害・被害のドリフトリスクを低減するため、防風ネット等を設置します。

図2 ドリフトリスク低減のための防風ネット

C. 関係する法令等

- ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成17年12月20日付け消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）」
- ・農薬飛散対策技術マニュアル（平成21年度IPM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業報告書）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	取組事項
52	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備(IPMにおける「予防」の取組)。

番号	取組事項
53	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断(IPMにおける「判断」の取組)。

番号	取組事項
54	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除(IPMにおける「防除」の取組)。

A. 解説

1. IPM について

IPM とは、Integrated Pest Management の略称であり、「総合的病害虫・雑草管理」などと訳します。

IPM は、

- ①病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (IPM の「予防」の取組)、
 - ②病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (IPM の「判断」の取組)、
 - ③多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (IPM の「防除」の取組)
- を組み合わせ、化学農薬の使用量を必要最低限に抑えつつ、経済的な被害が生じるレベル以下に病害虫・雑草の発生を抑制する方法です。

病害虫・雑草の発生状況に応じて、経済性を考慮しつつ適切な防除手段を総合的に講じることにより、農業者にとって農作物の安定した生産を確保できるというメリットがあります。また、化学農薬に過度に依存せず、多様な防除手段を総合的に用いることにより、人の健康に対するリスクの低減、環境への負荷の低減による生物多様性の維持等の環境保全、薬剤耐性・抵抗性を持った病害虫・雑草の出現抑制にもつながります。

2. IPM の取組方法

IPM の取組方法としては、「予防」、「判断」、「防除」の3つの取組を基本に効果的・効率的な防除を行います。それぞれの取組内容は以下のとおりです。

(1) 「予防」の取組

IPM では、病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備のため、「健全な種苗の使用」「病害虫の発生源の除去」に取り組むことが基本となります。これらの取組に加えて、栽培する作物の種類、地域の実情を踏まえた取組等を可能な範囲で実施します。

<取組例>

- ・ 健全な種苗の使用（種子更新・種子消毒の実施、検定済み無毒苗木・種子の使用、病徴や徒長のない苗の使用等）
- ・ 病虫害の発生源（作物残渣、周辺雑草、寄主植物等）の除去
- ・ 抵抗性品種の導入
- ・ 土壌の排水性の改善
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥管理
- ・ 適正な栽植密度の管理
- ・ 輪作の実施
- ・ 緑肥の活用 等

（２）「判断」の取組

IPM では、病虫害・雑草による被害が生じると判断される場合に防除を行うことを基本として、「発生予察情報の活用」、「ほ場観察」により病虫害・雑草の発生状況等を把握した上で防除要否及びタイミングを判断します。

<取組例>

- ・ 都道府県や国、民間団体の発生予察情報※（発生予報、注意報、警報等）を活用することにより防除要否及びタイミングを判断
※病虫害の防除を適切なタイミングで経済的なものにするために農業者等に提供される、今後、発生が多くなると予測される病虫害を効率的に防除できる時期等の情報であり、国、都道府県は、発生予察事業において、病虫害の発生状況を調査し、その後の病虫害の発生を予測し、発生予報、注意報、警報等により情報提供しています。
- ・ ほ場やほ場周辺における病虫害・雑草や天敵の発生状況を観察することにより防除要否及びタイミングを判断 等

（３）「防除」の取組

IPM では、化学的防除だけでなく、「物理的防除」、「生物的防除」など多様な防除方法を組み合わせることを基本として、粘着シート、天敵など化学農薬以外の多様な防除資材を活用し、適切な使用方法による防除を行います。また、化学農薬の使用においては、可能な範囲で環境負荷の低減にも資する化学農薬を活用し、環境負荷の低減にも資する使用方法による防除に取り組みます。

（取組例）

①多様な防除資材の活用

- ・ 粘着シート、防虫ネット等の利用（物理的防除）
- ・ 天敵、微生物農薬等の活用（生物的防除）
- ・ 環境負荷低減の観点からのリスクの高い農薬からリスクのより低い農薬への転換 等

②適切な使用方法による防除

- ・ 同一系統薬剤の連続使用を避けた農薬散布（ローテーション散布）

- ・ 農薬施用量の低減のためのドローン等を活用したピンポイント防除
- ・ 農薬散布時の飛散の低減のための飛散防止ノズルの活用 等

3. IPM の実践

IPM の実践にあたっては、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実践）、Check（検証）、Action（改善）を繰り返すことで業務を改善する手法）により、毎年、取組方法の改善を図ることが重要です。いつ、どのような取組を行ったか記録を残すようにしましょう。

また、病虫害・雑草の発生態様は、地域によって様々であり、地域の実情を踏まえた最適な防除手段を選択することが必要となります。より地域に合った IPM の取組方法については、各都道府県の普及指導センター等に相談してください。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
52-1	病虫害・雑草の発生・まん延により、収量が大幅に減少。	「予防」、「判断」、「防除」を組み合わせた総合的病虫害・雑草管理を実施します。
	化学農薬のスケジュール散布や化学農薬のみに依存した防除により、環境負荷が増大。	<予防の取組例> ・ 健全な種苗を使用する。 ・ 病虫害の発生源となる作物残渣、周辺雑草等を除去する。
	薬剤耐性・抵抗性を持つ病虫害・雑草が出現。	・ 抵抗性品種を導入する。 ・ 輪作体系に取り組む。 <判断の取組例> ・ 発生予察情報の活用やほ場観察により病虫害・雑草の発生状況に応じて防除要否及びタイミングを判断する。 <防除の取組例> ・ 化学的防除だけでなく、生物的防除、物理的防除などの多様な手法を組み合わせた防除を行う。 ・ 同一系統の農薬の使用を避け、ローテーション散布を実施する。

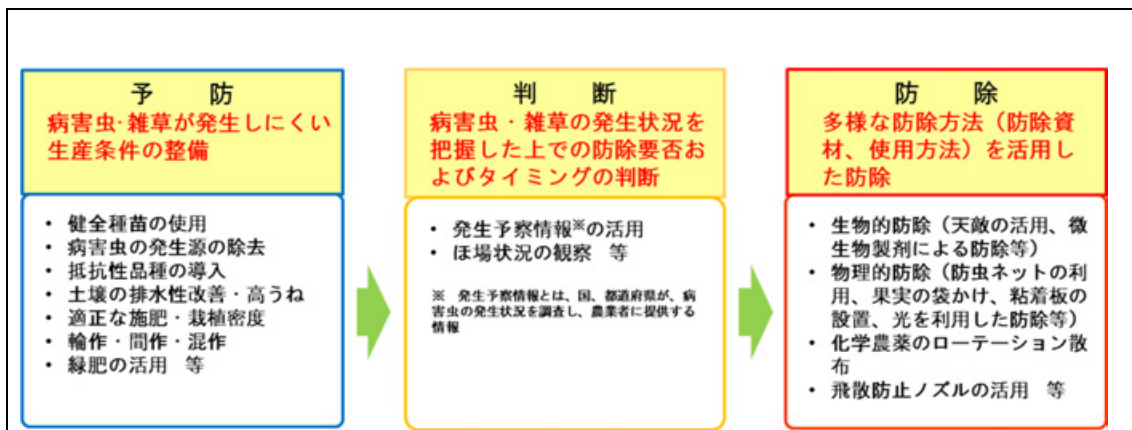


図1 IPMの基本的な考え方について



畦畔を丁寧に管理し雑草の繁茂を防止すると、病害虫の発生を抑制でき、農薬の使用量も減らせます。

図2 畦畔の雑草管理



図3 生物的防除の事例（天敵の活用）（提供：高知県）



図4 物理的防除の事例（物理的防除資材の活用）

C. 関係する法令等

- ・総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針について(平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消
安第 6260 号農林水産省消費・安全局長通知)
- ・みどりの食料システム戦略（令和 3 年 5 月 12 日農林水産省公表）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	計画	共通	食品安全

番号	取組事項
55	使用する予定の農薬の情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を策定。

A. 解説

農薬を使用する際には、「農薬取締法」に基づく登録を受けたもの、かつ、有効期限内のものを使用する必要があります。

食品の安全を守り、周辺環境に配慮して農薬を適正に使用するため、まず、農場で使用する予定の農薬のリストを作成します。その際、都道府県の「防除指針」、普及指導センターやJAの防除暦などを参考にします。リストに記載する際に、その農薬には農林水産省の登録番号があることを確認します。

続いて、農薬取締法に定められた「使用基準違反」にならないように、リストを整備します。農薬のラベルに表示されている農薬名（剤型含む）、適用病害虫名、使用回数（本剤の使用回数、含有する有効成分の種類ごとの総使用回数）、使用量、希釈倍数、使用方法などを確認しリストに記載していきます。間違いがないか、複数回チェックしましょう。農薬は、含有する有効成分の種類ごとに使用できる総使用回数が定められているので、総使用回数を超えていないことを確認しましょう。また、対象病害虫によって希釈倍数が異なることもありますので、何のために使用するのか、しっかり記載しましょう。

同じ農薬を何回も続けて使用すると、病害虫において、その農薬に対する耐性・抵抗性が生じる可能性が高まります。そこで、作用機構などを調べ、同じ系統の農薬を連用することがないように、農薬のリストを工夫します（RACコード、系統名等を参照）。

農薬は、製剤ごとに適用作物が異なり、農産物によって残留農薬基準も異なります。後に作付けする作物のことも考慮して農薬を選択できるようにしましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
55-1	無登録農薬の使用による農薬取締法違反が発生。	農薬リストを作成する。 リスト掲載農薬のみを使用する。 使用前に必ず農薬登録番号を確認する。
55-2	農薬の使用回数、使用時期、使用量、希釈倍数の間違いにより、残留農薬基準違反が発生。	農薬リストを作成する。 リストに記載した方法で農薬を使用する。 使用前に必ずラベルの記載事項を確認する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
55-3	農薬に対する病虫害の耐性・抵抗性が発生。	同系統の農薬を連続して使わない（ローテーション）。 IPM を実践する。
55-4	前作使用農薬により、後作の農産物に残留農薬基準違反が発生。	後作にも適用のある農薬を選択する。 前作終了後、後作作付けまで十分な期間を開ける。
55-5	国内出荷分は問題なかったものの、輸出先国で残留農薬基準違反が発生。	輸出先国の残留農薬基準値を調べ、基準違反発生のリスクを極力低減させた農薬使用計画を策定する。 輸出先国の基準に適合していることを自主検査で確認する。

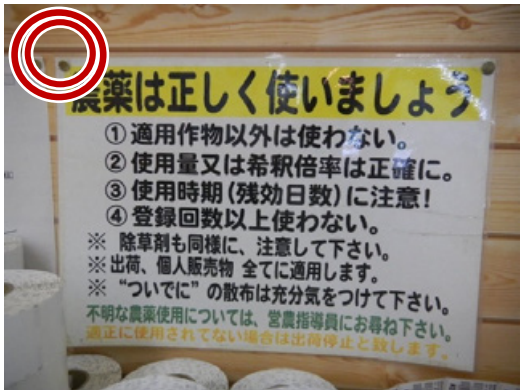
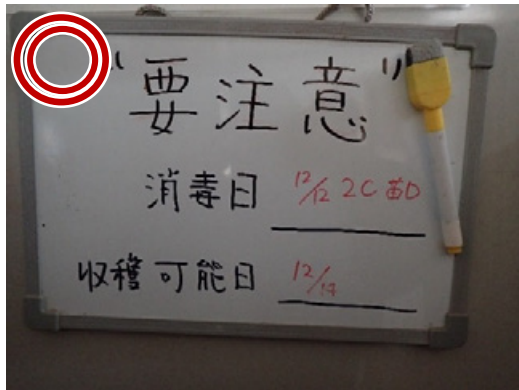



図 農薬の適正使用

農薬の適正使用について、繰り返し注意を促し徹底します。特に、収穫前日数を間違えると、農薬使用基準違反だけでなく、残留農薬基準に違反する可能性が高くなります。収穫日を間違えない措置を講じることが重要です。

C. 関係する法令等

- ・ 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	食品安全

番号	取組事項
56	農薬使用計画に基づき、適正に農薬を使用するとともに、使用前に使用濃度や散布方法など、適正な使用方法の再確認を実施。

A. 解説

農薬を使用する際には、農薬ラベルに適用作物、使用回数、使用量、希釈倍数、収穫前日数、使用上の注意事項や被害防止方法等が記載されていますので、必ず確認しましょう。

「農薬取締法」では、容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に従って使用することが定められています。ラベルの表示内容を遵守していないと、農薬使用基準違反に問われたり、残留農薬基準違反により出荷した農産物を回収しなければならなったりする場合があります。

また、最終有効年月を過ぎた農薬は、効果が保証されないだけでなく、使用基準が変更されている場合には、表示内容を守っていたとしても残留農薬基準違反になる可能性があるため、使用しないようにします。間違いを回避するために、最終有効年月を過ぎた農薬は明確に識別、分別して管理し、できるだけ早急に廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処分します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
56-1	思い込みによる間違った農薬を使用し、使用基準違反が発生。	使用前に農薬使用計画を確認する。 農薬の使用の都度、容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認する。
56-2	最終有効年月を過ぎた農薬を使用し、防除効果が不足。	使用前に最終有効年月を確認する。 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないように識別、分別する。 最終有効年月を過ぎた農薬を早急に処分する。
56-3	最終有効年月を過ぎた農薬を使用し、結果的に残留農薬基準値の超過が発生。	使用前に最終有効年月を確認する。 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないように識別、分別する。 最終有効年月を過ぎた農薬を早急に処分する。

農薬を知る。理解する。適正に使う。

使用する前に

ラベルの適用作物
使用方法を確認

適用作物と使用方法

作物名	適用時期	適用回数	適用濃度	適用回数
トマト	収穫前	1回	1000	1000
ナス	収穫前	1回	1000	1000
ピーマン	収穫前	1回	1000	1000

使用上の注意事項

使用量に示す範囲内で使用し、使い切ることを
徹底し、農産物、野菜などに残る農薬は除去する。

使用した後は

農薬の使用履歴を
帳簿に記録

《記帳例》

1. 使用年月日
2. 使用場所
3. 農作物名
4. 農薬の種類または名称
5. 使用量または希釈倍数

似ていてもラベルに記載がなければ
使用できません!

別の適用作物例

ほうれんそう

こまつな

しゅんぎく

令和3年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

https://www.maff.go.jp/moukyaku_tekisei/

農薬の使用前には、必ずラベルの表示内容を確認する必要があります。

図1 農薬の容器又は包装にあるラベルの表示内容
出典：農林水産省

農薬の在庫の明示とともに、最終有効年月を過ぎた農薬は明確に分別、識別して適切な方法で早急に処分します。

図2 農薬の在庫・期限の管理

136

	使いかけの農薬は、ラベルが読める状態で密封します。
図 3 使用途中の農薬の管理	

C. 関係する法令等

- ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	取組事項
57	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で必要な量だけ調製し、使用した計量機器等の洗浄を適切に実施。

A. 解説

散布作業前に、防除の準備を整えます。

まず、防除器具等が適切に動作するか、事前に確認し、詰まりや前回使用した農薬が残っていないか点検します。

次に、農薬の調製時は最も濃度が高い、原液に接触する危険がありますので、番号 59 に定められた防護装備を適切に装着して作業に当たります。農薬を保管庫から出す前に、適切な保護装備を装着します。

農薬の散布液が余ると、余分に散布して使用基準違反になってしまうことがあります。余分に調製すれば、無駄に農薬を消費し、廃棄処分で環境への負荷も増加します。したがって、必要最小限の散布液を調製し、農薬の使用基準違反の回避、環境汚染の防止、経済負担の軽減に努めます。

まず、ラベルに表示されている単位面積あたりの使用量と、農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製します。計量する際には正確に測れるよう、水平な場所で行います。調製に使用した計量カップなどの計量機器は、農薬の成分が残らないように十分な洗浄、計量機器は拭取り等を行います。洗浄時のすすぎ水は環境汚染を防ぐため、希釈水として農薬タンクに入れます。

はじめから残液が出ないように調製しますが、残液が発生した場合には、番号 61 を参考に処分します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
57-1	余った農薬の散布液を再度散布した結果、使用基準違反が発生。	必要量のみ農薬を調製する。 すすぎ水を希釈水として使用する。



農薬ごとに専用タンクを準備しても継ぎ足して調製すると、濃度が濃くなって農産物に薬害が出て品質が低下したり、逆に農薬の品質が低下したりして効果が得られないなど安定しません。また、残留農薬のリスクも高まります。

図1 適切な農薬調製



図 2 秤・計量機器を用意し、正確に秤量
(提供：群馬県)



図 3 農薬調製専用の台と、計量機器
(提供：埼玉県)

C. 関係する法令等

- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	環境保全

番号	取組事項
58	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響の回避。

A. 解説

農薬散布時に、隣接するほ場等の作物に農薬がかかると、作物の生長に悪影響が出たり、残留農薬基準値の超過の原因になったりする可能性があります。また、周辺の民家等へ農薬が飛散してしまうと周辺住民に健康被害を及ぼしたり、建物や車等に被害を及ぼしたりします。

こうした被害等を防ぐため、飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努めるとともに、風のない又は風が弱い日、時間に農薬を散布して自農場の農薬散布によるドリフトを防いだり、周辺の農家に連絡をし、収穫時期を教えてもらう等、ドリフトの影響を少なくするよう努めます。また、くん蒸剤を使用する場合、揮散した農薬成分が周辺住民に健康被害を及ぼす可能性があります。被覆することが農薬のラベルに指示されている場合には、必ず被覆等を行います。

住宅地に近接する農地の場合は、周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知するようにしましょう。

過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、丁寧な説明を心掛けるなど、十分配慮するようにしましょう。

また、散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
58-1	周辺の民家へ農薬が飛散して、周辺住民に健康等への被害が発生。	ドリフト低減ノズルを利用する。 風向き、風の強さに気を付けて散布する。 飛散しにくい剤型を選択する。 背の高い緑肥を畦畔に栽培する。 防風ネットを設置する。 くん蒸剤使用時はラベルの指示に従い被覆を実施する。 周辺住民に事前周知する。

番号	【具体例】	【想定される対策】
58-2	周辺作物にドリフトし、残留農薬基準違反が発生。	ドリフト低減ノズルを利用する。 風向き、風の強さに気を付けて散布する。 飛散しにくい剤型を選択する。 背の高い緑肥を畦畔で栽培する。 防風ネットを設置する。 収穫時期を把握し直前の散布を避ける。 周辺の農家に事前周知する。



図1 不織布（べたがけシート）・ソルゴー障壁・飛散防止ネット（提供：栃木県）



図2 飛散防止のため、作物に近い位置での農薬散布（提供：栃木県）

C. 関係する法令等

- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）
- ・農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について（平成 17 年 12 月 20 日付け 17 消安第 8282 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- ・住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号、環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	共通	労働安全

番号	取組事項
59	農薬の容器等の表示内容を確認し、表示に基づく安全な作業を行うための装備を整え、調製、防除、片付け作業を行い、防除衣、保護装備等を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管。

A. 解説

農薬によっては、農薬散布液を吸引したり、皮膚に付着したりすると健康被害が発生する恐れがあります。したがって、農薬容器又は包装にあるラベルの表示内容を確認し、表示内容に基づく安全に作業を行うための服装（防除衣）やマスク、ゴーグル等の保護具を正しく着用します。

農薬リストを作成し、希釈倍数や使用回数等の情報だけでなく、必要な防除衣・保護具を農薬ごとに明記しておくとうわりやすく、間違いを防ぐことができます。

農薬調製は農薬の原液を取り扱うので、より注意が必要になります。そのため防除衣・保護具は農薬の調製時（保管庫から取り出す作業を含む）から着用します。

指定された性能を有していないマスクを着用すると、保護効果がありません。農薬ラベルの表示内容に基づき、適切なマスクを選択します。また、破れた保護具や使用期間が過ぎた農薬マスクのフィルターは十分な保護効果が期待できません。

散布した農薬の接触・吸引を防ぐためには防除衣・保護具の着用だけでなく、ラベルの指示がある場合は、農薬使用後の立入を禁止・制限したり、散布した農薬が乾くまでは場への立入を禁止したりするなどの対策を取ります。

農薬散布に使用した防除衣や保護具を洗浄する場合、いったん着衣、装着したまま、水で洗い流します。それから保護具を外し、防除衣を脱ぎ、改めて流水で洗浄します。一般の洗濯物と一緒に洗濯すると、農薬成分が他の洗濯物に付着してしまうため、分けて洗濯します。

農薬保管庫内に保護具を保管すると、保護具に農薬成分が付着し、フィルターの効果がなくなる可能性があります。洗浄した防除衣・保護具だとしても農産物に接触すると、交差汚染を起こし、農産物に農薬成分が付着する可能性があります。そのため、防除衣や保護具は農薬保管庫に入れず、専用のロッカー等を用意します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
59-1	準備作業時に必要な保護装備を着用せず、原液に接触し皮膚に炎症が発生。	農薬の準備、調製作業時にラベルを確認し、相応しい装備を着用する。 農薬をこぼさないように作業手順を明示する。 農薬の調製作業を熟知した人が当たる。

番号	【具体例】	【想定される対策】
59-2	農薬成分の吸引により健康被害が発生。	表示内容に基づき、防除衣や保護具を着用する。 準備から片付けまで、農薬関連作業中は保護装備を着用する。 作業者に保護装備の着用について周知徹底する。
59-3	防じんマスクを使用したため、十分な保護効果が得られず、くん蒸成分を吸引する事故が発生。	表示内容に基づき、適切な防護マスクを着用する。 作業者に、使用する農薬に適したマスクを選択することを教育する。
59-4	破れた保護具を使用したため、農薬成分が浸透し、皮膚に障害が発生。	傷んだ防除衣や保護具をすぐに交換する。
59-5	一般の洗濯物と一緒に洗濯したため、農薬が一般の洗濯物に付着し、二次汚染が発生。	一般の洗濯物と分けて防除衣を洗濯する。
59-6	農薬保管庫内に、防除衣、保護具と一緒に保管したため、農薬が防除衣等に付着し、二次汚染が発生。	農薬保管庫に防除衣、保護具を保管しない。
59-7	防除衣、保護具を農産物取扱施設に保管し、農産物に農薬が付着する事故が発生。	防除衣、保護具の保管場所に農産物を持ち込まない。 農産物を取り扱う場所に防除衣、保護具を持ち込まない。
59-8	防除後に農薬で濡れた状態で防除衣を脱ぎ、中の着衣に付着、農産物を間接的に汚染する事故が発生。	防除後に防除衣を着たまま流水洗淨してから、脱衣する。 防除後の後片付けの手順を定め、明示する。

	農薬のラベルに指定されたマスク、ゴーグル、不透性衣類、長靴、手袋等を準備し、確実に着用します。
図 農薬に対応した装備	

C. 関係する法令等

- ・農作業安全のための指針について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 生産第 10312 号農林水産省生産局長通知）
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）等について（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 生産第 2170 号農林水産省生産局長通知）

区分	農業生産工程段階	品目	分野
VI栽培管理	栽培	穀物	環境保全

番号	取組事項
60	水田からの農薬流出を防止する対策の実施。

A. 解説

水田からの農薬流出は、水源や他のほ場への汚染の原因になります。水源や用水を汚染すると、その水を利用している農場に、除草剤の影響が出たり、適用外農薬が残留したりするなどのリスクが高まります。例えば、水田から流れ出した水田除草剤成分で汚染された用水を青果物の灌水用に使用することで、残留基準値を超えて検出され、出荷ができなくなる恐れがあります。

水田からの農薬流出を防ぐため、下記のような対策を講じます。

- ① 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守する。なお、止水期間は1週間程度とする。
- ② 畦畔等を整備し、漏水を防止する。
- ③ 降水を考慮して散布を実施する。例えば、降水量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を中止する。

これらの取組により、溢水や漏水によるリスクを回避します。

B. 具体例と想定される対策

番号	【具体例】	【想定される対策】
60-1	水田からの農薬流出により隣接ほ場に除草剤による影響が発生。	1週間程度の止水期間を設ける。 畦畔を整備する。 降水量が多くなる見込みがあれば農薬の使用を中止する。
60-2	水田からの漏水により水源池・用水を汚染し、用水を利用した他の農場で農薬汚染が発生。	ほ場の巡回を行い、畦畔の状況を確認、整備する。 水田からの漏水が用水に流入しないよう、水路を整備する。 降水量が多くなる見込みがあれば農薬の使用を中止する。

	畦畔に動物が作った巣穴などを発見した場合は、直ちに埋め戻しなどを行って補強し、漏水を防止します。
---	---

図1 畦畔の漏水



図2 除草剤の多用による畦畔崩壊

雑草の根まで枯らす除草剤を多用すると、畦畔が崩れ、漏水の原因になりますので、適切に畦畔を維持管理します。

C. 関係する法令等

- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）
- ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
- ・水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）